

## 第2 組織・人員

### 1 機構及び事務分掌

(令和4年4月1日現在)

#### 環境局

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する事項
- ② 環境保全に関する事項
- ③ その他環境衛生に関する事項

#### 環境総務課

総務企画係  
環境活動推進係

- ① 環境に関する総合的施策の企画及び調整に関すること。
- ② 一般廃棄物の処理に係る施策の企画及び調整に関すること。
- ③ 一般廃棄物の処理計画に関すること。
- ④ 環境保全の企画及び連絡調整に関すること。
- ⑤ 環境美化に関すること

#### ゼロカーボンシティ推進課

温暖化対策係  
資源循環係

- ① 地球温暖化対策に関すること。
- ② 一般廃棄物（し尿を除く。）の減量及び資源化に関すること。

#### 環境指導課

廃棄物指導係  
環境対策係

#### 適正処理対策室

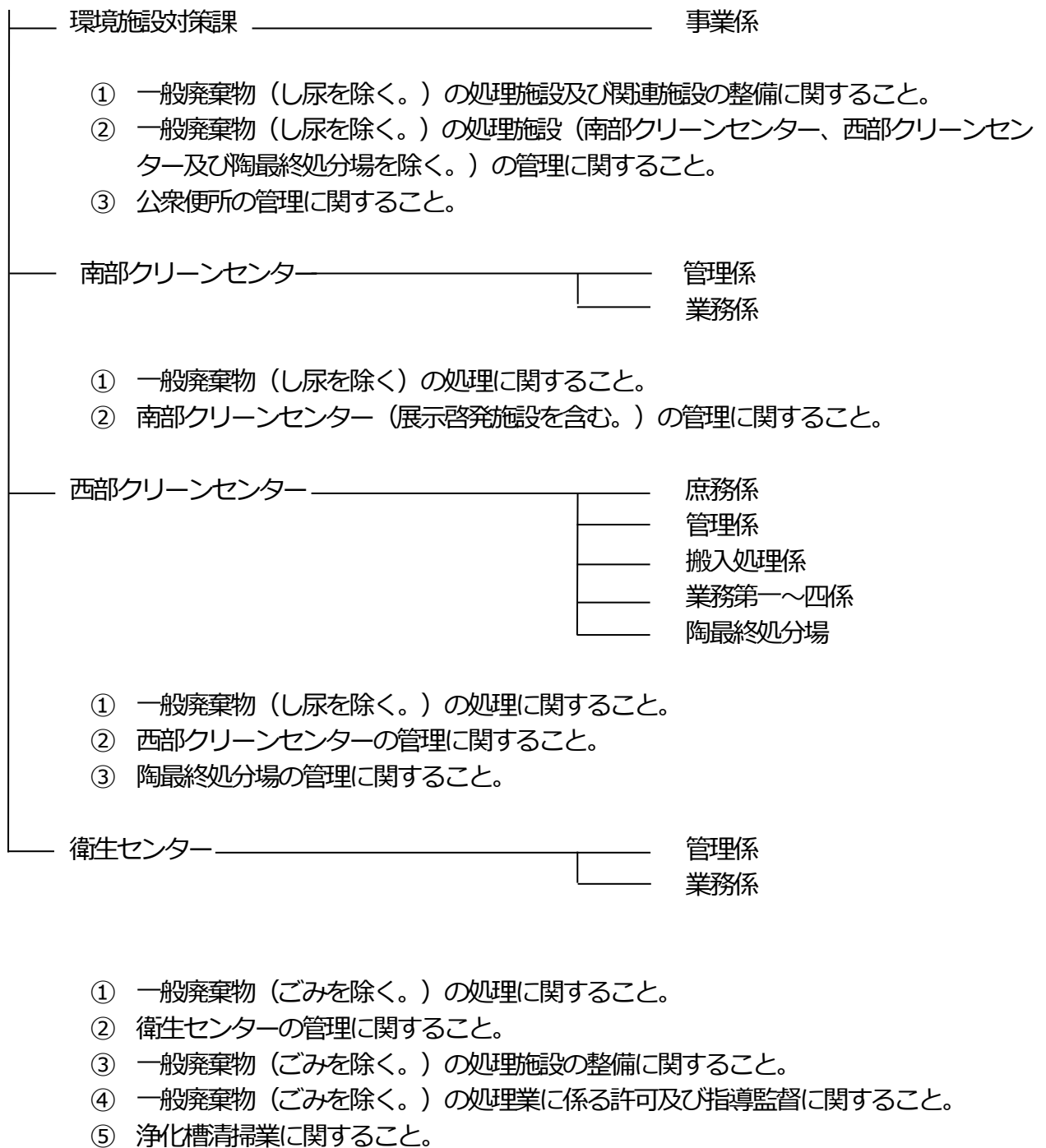
適正指導係  
監視パトロール係

- ① 廃棄物（し尿を除く。）の処理業等に係る許可及び指導監督に関すること。
- ② 廃棄物処理施設の許可に関すること。
- ③ 公害対策に関すること。
- ④ 廃棄物（し尿を除く。）の適正処理に関すること。
- ⑤ 廃棄物の不法投棄防止対策に関すること。

#### 環境業務課

管理係  
業務第一・二係  
戸別収集係  
ステーション係

- ① 家庭系一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬並びにこれらに係る指導に関する  
こと



## 2 人員配置状況

(令和4年4月1日現在)

職名 所属	局	局	課	室	所	業	主	課	所	業	室	副	係	副	主	主任	主任	合
	長	次長	長	長	長	務長	幹	長補佐	長補佐	務長補佐	長補佐	主幹	長・場長	主幹	査	主事・主事	技師・技師	計
環境局	1																	1
環境総務課		1						2										3
総務企画係													1		1	1		3
環境活動推進係													1			1		2
ゼロカーボンシティ推進課			1				1	1										3
温暖化対策係													1	1			1	3
資源循環係													1		2	1		4
環境指導課			1					2										3
廃棄物指導係													1	1	1	1	1	5
環境対策係													1		3		2	6
適正処理対策室				1							1							2
適正指導係													1	5			8	14
監視パトロール係													1	1	1		1	4
環境業務課		1				1	1	2										5
管理係													1	1		2		4
業務第一・二係													2	4			26	32
戸別収集係													1	3	1		12	17
ステーション係													1	1	1		2	5
環境施設対策課		1						1										2
事業係													1		1		2	4
南部クリーンセンター					1			2										3
管理係													1	1		1		3
業務係																	2	2
西部クリーンセンター					1			3										4
庶務係													1			2		3
管理係													1	1			4	6
搬入処理係													1		1		8	10
業務第一～四係													4	2	3		11	20
陶最終処分場													1	1			3	5
衛生センター					1			2										3
管理係													1	1				2
業務係													1				4	5
跡地整備係																		0
合計		4					8					17			63		96	188

※ 会計年度任用職員は含まない。

### 3 附属機関

#### (1) 廃棄物減量等推進審議会

高松市廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物の適正な処理、減量、再生利用の促進等について審議するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づく高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例（平成5年条例第16号）第17条の規定により、平成6年2月に設置された。

#### (2) 産業廃棄物審議会

高松市産業廃棄物審議会は、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争が生じ、市長があっせんの依頼を受け、生活環境の保全のため必要と認めるときのあっせんを行う場合及び産業廃棄物処理施設の設置許可をする場合に専門的知識を有する者として調査審議するため、高松市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成10年条例第46号）第8条の規定に基づき、平成11年5月1日に設置された。